

# 学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課

## 1 改正の趣旨

へき地教育振興法施行規則第13条の規定により、へき地学校等の指定はおおむね6年ごとに行うこととされているため、現行の指定がなされた平成22年4月1日から6年が経過する平成28年4月1日にへき地学校等の指定の見直しを行う。

## 2 改正の内容

### (1) 分校化に伴う指定

栄村立秋山小学校を「へき地学校（3級）」から削除し、栄村立栄小学校秋山分校を「へき地学校（4級）」に指定する。

### (2) 統廃合に伴う削除

飯山市立岡山小学校を「へき地学校（1級）」から削除する。

## 3 施行日

平成28年4月1日

学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和 46 年長野県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 級の項中 「 飯山市立岡山小学校  
上田市立菅平中学校 」 を 「 上田市立菅平中学校 」 に

改め、同表の 3 級の項を次のように改める。

4 級	下水内郡栄村立栄小学校秋山分校
-----	-----------------

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表

○学校職員のへき手当等に関する規則

改正案		現行	
(別表第1) (第2条関係)		(別表第1) (第2条関係)	
級地区分	学校	級地区分	学校
1級	南佐久郡立川上村立川上第二小学校 (略) 下水内郡栄村立栄小学校 上田市立菅平中学校 (略)	1級	南佐久郡川上村立川上第二小学校 (略) 下水内郡栄村立栄小学校 飯山市立岡山小学校 上田市立菅平中学校 (略)
2級	(略)	2級	(略)
4級	下水内郡栄村立栄小学校秋山分校	3級	下水内郡栄村立秋山小学校
(別表第2) (第2条関係) (略)		(別表第2) (第2条関係) (略)	
(別表第3) (第2条関係) (略)		(別表第3) (第2条関係) (略)	

# へき地学校等の指定の見直しについて

義務教育課

## 1 趣旨

へき地教育振興法に基づき、へき地における教育の水準の向上を図るため、都道府県は、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等に所在する公立の学校を教育委員会規則によりへき地学校等に指定。

へき地学校等は、おおむね6年ごとに見直すこととされている。現行のへき地学校等は平成22年4月に指定（平成24年4月一部追加）したため、今回、現地調査等を実施し、指定案を作成。

## 2 指定（見直し）基準等

文部科学省の定める指定基準等により学校ごとに算定した点数に応じ、1～5級、へき地学校に準ずる学校（準へき地）、特別の地域に所在する学校（特別地域）の7区分に指定を行う。

指定基準	基準点数	駅、停留所、病院、診療所、高校、郵便局、市町村教委、金融機関、スーパー、市街地までの距離(交通機関を利用した場合の距離)等					
	調整点数	多雪・極寒地帯、遠距離通学児童生徒の率、図書館・博物館までの距離、教員数、本校までの距離、都市近郊調整等					
	加点	市街地までの距離(交通機関の運行回数が少ない場合)					
合計点数	30点～	35点～	45点～	80点～	120点～	160点～	200点～
級地区分	特別地域	準へき地	1級	2級	3級	4級	5級

## 3 へき地手当

教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地（交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地等）に所在する公立の小・中学校等に優秀な教職員を確保しその教育水準の向上を図るため、へき地学校等に勤務する教職員に対し支給する手当

級地区分		特別地域	準へき地	1級	2級	3級	4級	5級
支給割合 ※1	へき地手当※2	—	0.5/100	1/100	2/100	3/100	4/100	5/100
	準ずる手当	2/100						

※1 給料、教職調整額及び扶養手当の月額に対する支給割合 ※2 地域手当分を除く。

## 4 見直し案

別紙のとおり。学校等の数は以下のとおり。（ ）内は現行。

級地区分	特別地域	準へき地	1級	2級	3級	4級	計
小学校	2(2)	9(9)	15(16) ※1	5(5)	0(1) ※2	1(0) ※2	32(33)
中学校	1(1)	4(4)	13(13)	2(2)	0(0)	0(0)	20(20)
調理場	1(1)	3(3)	3(3)	0(0)	0(0)	0(0)	7(7)
計	4(4)	16(16)	31(32)	7(7)	0(1)	1(0)	59(60)

※1 飯山市立岡山小学校の廃校 ※2 栄村立栄小学校秋山分校（秋山小学校）

## へき地学校等指定案

(学校職員のへき地手当等に関する規則別表)

### 1 へき地学校 (規則別表第1)

級地区分	学 校	
1 級	南佐久郡川上村立川上第二小学校	
	上田市立菅平小学校	
	下伊那郡阿南町立新野小学校	
	下伊那郡阿智村立浪合小学校	
	下伊那郡平谷村立平谷小学校	
	下伊那郡売木村立売木小学校	
	下伊那郡泰阜村立泰阜小学校	
	下伊那郡泰阜村学校給食共同調理場	
	下伊那郡大鹿村立大鹿小学校	
	飯田市立和田小学校	
	松本市立奈川小学校	
	木曽郡木曽町立開田小学校	
	木曽郡王滝村立王滝小学校	
	大町市立美麻小学校	
	長野市立大岡小学校	
	下水内郡栄村立栄小学校	
	上田市立菅平中学校	
	下伊那郡阿南町立阿南第二中学校	
	下伊那郡売木村立売木中学校	
	下伊那郡泰阜村立泰阜中学校	
	下伊那郡大鹿村立大鹿中学校	
	飯田市立遠山中学校	
	飯田市立南信濃給食センター	
	松本市立奈川中学校	
	木曽郡木曽町立開田中学校	
	木曽郡王滝村立王滝中学校	
	大町市立八坂中学校	
	大町市立美麻中学校	
	長野市立大岡中学校	
	長野市大岡学校給食共同調理場	
	下水内郡栄村立栄中学校	
	2 級	下伊那郡阿南町立和合小学校
		下伊那郡根羽村立根羽小学校
飯田市立上村小学校		
松本市立山辺小学校美ヶ原分校		
松本市立大野川小学校		
松本市立大野川中学校		
下伊那郡根羽村立根羽中学校		
4 級	下水内郡栄村立栄小学校秋山分校	

### 2 へき地に準ずる学校

(規則別表第2)

学 校
南佐久郡川上村立川上第一小学校
南佐久郡南牧村立南牧南小学校
下伊那郡阿南町立富草小学校
下伊那郡阿智村立清内路小学校
飯田市立千代小学校
飯田市立千栄小学校
北安曇郡小谷村立小谷小学校
北安曇郡小谷村学校給食共同調理場
下高井郡山ノ内町立北小学校
長野市立鬼無里小学校
長野市鬼無里学校給食共同調理場
南佐久郡川上村立川上中学校
南佐久郡川上村学校給食共同調理場
飯田市立竜東中学校
北安曇郡小谷村立小谷中学校
長野市立鬼無里中学校

### 3 特別の地域に所在する学校

(規則別表第3)

学 校
下伊那郡天龍村立天龍小学校
下伊那郡天龍村立天龍村学校給食共同調理場
長野市立芋井小学校第一分校
下伊那郡天龍村立天龍中学校